

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要(※現在、政府部内で調整中のもの)

1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

- ・ 公務員及び私学教職員についての適用除外規定を削除し、厚生年金保険制度を適用。【厚年法の改正】

- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

- ・ 上記①により、公務員等に厚生年金保険制度を適用し、共済各法における共済年金の規定を削除する結果、共済年金にある遺族年金の転給制度は廃止。また、老齢給付及び障害給付に係る在職中の支給額の減額(支給停止)については、厚生年金の取扱いに統一。
- ・ 共済各法の取扱いに合わせ、国会議員及び地方議会議員に対する支給停止を規定。【厚年法の改正】

③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

- ・平成22年から1・2階部分の保険料率の統一を開始し、公務員共済については平成30年、私立学校教職員共済については平成39年に厚生年金の保険料率（18.3%）に統一。【附則】
- ・制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示。【特会法の一部改正】

④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。

- ・標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合等を規定。【厚年法の改正】
- ・厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。【厚年法の改正】

⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

- ・職域部分に関する規定の削除。
- ・新3階年金については、平成19年中に検討を加え、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定。【附則】

⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について 27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

- ・ 追加費用の削減に関する規定の整備（文官恩給、旧三共済も同様）。【公務員共済各法等】
  - 税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して 27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置については、給付額に対する引下げ額の割合が 10%を上回らないこと、減額後の給付額が 250 万円を下回らないこととする。
  - 文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を 10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が 250 万円を下回らないこととする。
  - 郵政公社、NTT、JT 及び（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

## （２）その他

○ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。  
（パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大）

- ・ 具体的な拡大の仕方については、検討中。【厚年法の改正】（被保険者の範囲に係る基本的事項を法定。具体的基準は一部政省令等に委任。）

## 3. 施行時期

- ・ 被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成 22 年度を原則とする。なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成 20 年度から実施する。また、新たな公務員制度としての仕組み等については、検討結果を踏まえ、平成 22 年度から実施する。

以 上